

「議会改革に向けての取り組みについて」(素案)

こんばんは。ただいま、ご紹介にあずかりました〇〇でございます。

それでは、本日のテーマといたしております、「議会改革に向けての取り組みについて」、ご報告、ご説明申し上げます。

● 議会改革に取り組むに至った経緯

まず、「議会改革に取り組むに至った経緯」からご説明させていただきます。

平成18年3月27日、2市8町の合併により、「天草市」が誕生し、それぞれの議会は廃止となったわけですが、同年4月23日に、第1回目となる天草市議会議員選挙が執行され、議員定数30人からなる天草市議会が発足したところでございます。

これは、合併前の協議会において、地域が広大になることなどから様々な意見が出されたところではございますが、最終的には、議員の在任特例、例えば上天草市では1年2ヶ月は旧町議会議員がそのまま上天草市の議員として残られましたし、選挙区の特例、例えば山鹿市や阿蘇市などでは第1回目の選挙のみ旧市町単位の選挙区が設けられましたが、天草市ではそのような特例を設けることなく、市全体を一つの選挙区とし、議員定数を30人とする決定により、執行されたところでございます。

ちなみに合併前の議員定数は、本渡市が22人、牛深市が20人、有明町が10人、御所浦町が14人、倉岳町が14人、栖本町が10人、新和町が12人、五和町が12人、天草町が12人、河浦町が14人、合計140人で行っていただきましたので、110人の議員定数が削減されたところでございます。

そして、平成22年3月28日には、合併して2度目の市議会議員選挙が行われたわけですが、そこでは、合併後4年間における地域状況の変化や議会、議員に対するきびしい声が数多く寄せられたことから、それらを反映させるために、改選後の議員間協議において、次のような意見や課題等が出されたところでございます。少し長くなりますが、6項目を挙げさせていただきます。

- 1、合併により市域が広域化し、市民の目から議会と議員の活動が見えにくくなっているのではないか。
- 2、 日常的な相談事、市政への要望などをどこへもって行けばよいのかが、わかりにくい。
- 3、 一方では、地域自治組織として地区振興会が組織され、行政区長を中心にした具体的な地域の要望を市役所に届けるルートが確立されつつあるため、このままでは議会と議員の存在意義が薄れていくのではないか。
- 4、天草市の現状は、人口の減少と高齢化により地域の活力が減退傾向にあるので、地域の個性を生かした取り組みを後押しするとともに、天草市の重要施策について市民を挙げて研究実践していくためにも、市議会の役割が大いに求められているのではないか。
- 5、しかるに、市議会のおかれている現状は、市政の二元代表制の一翼を担う議決機関としての重要な任務があるにもかかわらず、事実上執行機関の形式的承認で終わっており、各種施策に対する具体的な建議や提起が十分発揮されているとはいえない、と

の指摘を内外から受けている一面がある。議会側からいえば、議会軽視であり、執行部から議会、議員に十分な相談もなく、結論のみが報告される場面が多々ある。

6、開かれた議会にしていく課題が、市民の側からも議会の側からもあるのではないか。そのためにも、議会基本条例をつくり、議会と議員の活動のイロハの単に議員間のルールだけではなく、市民と議会との約束事、執行部と議会との約束事として機能するものにはいけないだろうか。

などございました。

そこで、改選直後の平成22年4月の臨時会におきまして、議会改革の必要性を共通認識し、今後の市議会のあり方など議会改革に関する件について調査研究することを目的として、9名の委員からなる「議会改革調査特別委員会」が設置されたところでございます。

そこでは、まず、どのようなものに取り組んでいくべきかを、全国市議会の議会改革に関する取り組み事例や県下14市議会の状況などから、調査したところでございますが、項目が、「議会活動・委員会関係」、「一般質問・質疑関係」、「政務調査費」、「議会だより」、「議員定数」、「議員報酬」、及び「議会基本条例」など、多岐にわたることから、当委員会としましては、まずは、「議員定数」、「議員報酬」、そして総括的なものとして「議会基本条例」について、調査・研究に取り組むことといたしたところでございます。

1 「議員定数」について

それでは、まず「議員定数」について、ご報告させていただきます。

このことについては、平成22年12月の定例会におきまして、「いつの議会において上程するかが重要であります。今後2年を目処として最終的な結論を出す方向で、引き続き、調査・研究に取り組んでまいります。」との中間報告を行ったところでございます。

本年12月で、中間報告から丸2年が経ちますので、今年中には何らかの結論を出してまいりたいと考えているところでございます。

2 「議員報酬」について

次に、「議員報酬」について、ご報告させていただきます。

このことについては、平成23年3月の定例会におきまして、「様々な意見を踏まえて、慎重に協議・検討を行い、最終的に、議員報酬については、今回は据え置きます。」との中間報告を行ったところでございますが、「議員報酬」についても、改選前までには再度、協議・検討を行い、何らかの結論を出してまいりたいと考えているところでございます。

なお、以上2件につきましては、これからご説明いたします「議会基本条例」の中においても、「議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取する」との旨の規定をいたしているところでございます。

3 「議会基本条例」について

それでは次に、現在、準備中であります「議会基本条例」について、ご説明させていただきます。

そもそも「議会基本条例」とは何かと申しますと、議会の活性化と充実のために議会運

営に関する事項や、情報公開及び住民参加を基本とすることを定めたもの、とお考えいただければ結構かと思えます。

皆さん方は、「議会基本条例」に掲げることは、当たり前なことであり、何で今さらと思われるかもしれませんが。例えば、自由討議として議員間の自由な討議を重んじることなどがございますが、この議員間での意見交換や政策論議は、皆さん方から見れば当たり前のことで、合議体の議会、議員同士が集まって何も政策論議しないのか、そんなわけではないだろうと皆さん方は考えられるかと思えます。たしかに、議員同士でつくる会派などでは、勉強会などが行われ、政策論議もなされてはおりますが、本会議や委員会などでの正式な場においては、執行部提出の議案に限る論議であったり、会議録の作成が伴うなどの制約がございますので、そこに皆さん方と議会の間隔があり、考え方に差が生じ、溝ができてしまっているのではないかと考えられているところでございます。ここの溝を埋めていかない限りは、やはり皆さん方から議会というのは、どうしても離れた存在になってしまうということから、一つは、**情報公開及び住民参加**を基本とし、もう一方では、議会として改革をされてきたものが改選によって一気に消えてしまうことがあるため、改選後も引き続き、これまでの改革を継続していくとの考えから、議会の活性化と充実のために**議会運営に関する事項**を基本として、多くの自治体において「開かれた議会」を目指しての、条例の制定化が進んでいるところでございます。

そして、この制定の仕方には、大きく2つがございます。

一つは、「条例先行型」というもので、他市における先進的な議会改革を条例に盛り込んで、条例の制定をきっかけとして議会改革に取り組んでいくもの。

もう一つは、「改革先行型」というもので、議会基本条例を制定する前から取り組んできた議会改革を改選後も継続していくために条例として明記し制度化するというもの、でございます。

天草市議会では、この両方を統合し、新たに盛り込んでいくものと、これまで取り組んできたものとを合わせまして、条例化していく予定でございます。

(1) 「議会基本条例（案）」の主な制定項目について

それでは、「議会基本条例」（案）の主な制定項目について、若干、ご説明をさせていただきます。

条例は、天草市の実勢等を述べた前文と、第1章第1条から第8章第25条までの条文により構成をいたしております。

まず、第1章「総則」では、第1条にその（目的）を規定いたしております。少し長いですが、読ませてまいりますと、「この条例は、市政の情報公開と市民参加を原則とした自主自立の分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、市民の負託に応え、持続可能な天草市、住みよい天草市の実現を目指して、不断に“安心して住み続けられる郷土（まち）づくり”に寄与することを目的とする。」というものでございます。

次に、第2章「議会及び議員の活動原則」では、「市民の意見を的確に把握すること」や「市民に対しての説明責任を果たすこと」など議会及び議員としての活動原則を規定いたしております。

次に、第3章「市民と議会の関係」では、第5条（議会公開と市民参加の機会確保）において「請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるように努める。」と規定をいたしておりますが、これは、皆さん方から聴取した意見を議会に反映するための一つの手法として、「請願・陳情者の意見陳述の場」を設け、請願・陳情者の希望により、所管委員会委員に対し、提出した請願・陳情書における請願陳情の趣旨説明として、提出するに至った思い、意見を述べてもらうというものでございまして、請願者にあつては、平成24年3月の定例会から、陳情者にあつては、「議会基本条例」制定後の定例会から取り入れることといたしております。

また、第7条（議会報告会の開催）では、「市政の諸問題に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を、必要に応じて開催するものとする。」と規定をいたしておりますが、これが、議会基本条例の目玉になるものと思つているところでございます。

一般的には、広報紙、ホームページ等による情報発信が、広報活動と位置づけられておりますが、対をなすものが、皆さん方からの要望、意見を聴く広聴活動ということでございます。2つでワンセット、一対をなすものでございます。議会が正確な情報をきちんと皆さん方に対して流すことによって、その正確な情報に基づいて皆さん方から正確な意思表示をしてもらう、ということになろうかと思つます。そうしませんと、きちんと議会に意見が入ってきても、正確ではない情報に基づく意見であるならば、監視権として役立つ、皆さん方の意思として役立つものとしましても、それは不十分なもの、不満足なものになってしまう可能性がございます。そのためには、やはり正確な広報広聴活動を行う必要性がございます。その一つの形態が「議会報告会」であるということでございます。

どこの市長さんも結構行っておられます。天草市もそうでございますが、実際に皆さん方と触れ合う中で皆さん方の意見を施策に生かそうという試みを行われている団体は、かなりございます。執行部が行っているのに、なぜ議会は行わないのか。議員、議会といえども、市長と同じように常々皆さん方の意見を集約して、直接、市政に取り入れていく必要があるのではないか、とのご意見も多々お聞きするところでございます。

議員個々においては、市政報告会等を行われてはおりますが、それは支持者や支持団体に対して行われるものであつて、「議会報告会」は皆さん方すべてを相手に報告をするものであるため、対象者が異なつてまいりますし、内容も個人的な主観を前面に出しての話か、中立的な立場からの話かで、温度差も生じてまいります。しかし、これからは、この「議会報告会」、「個人報告会」双方ともに行つていく必要があるものと考えているところでございます。

そこで、今まで議会は、皆さん方となかなか接する場がございませんでしたので、一つの手法として「議会報告会」の開催を規定いたしたところでございます。合併によって市

域が広がっておりますので、市域をくまなく行うに当たっては、市域が大きければ大きいほどその割り振りには苦慮するところがございますが、今回、「議会報告会」の前段といたしまして3会場において「意見交換会」を開催させていただいておりますので、のちほど皆さん方からは、いろんなご意見、ご要望をいただければと思っておりますのでございます。

また、第8条（情報公開及び広報広聴の充実）では、「広報広聴機能の充実のため、議員で構成する議会広報のための特別委員会を設置する。」、第2項では「多様な手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会の広報活動の充実に努める。」と規定をいたしておりますが、情報公開を進めていくに当たっては、議会も広報紙を活用する必要があると考えております。執行部の広報紙は、市の政策そのものを、結果をダイレクトに掲載いたしております。議会の広報紙といいますと、結果より経過が重視されます。議会における議案の審議状況であったり、どういう質問をされたか、どういうところに行政視察に行き、どういう調査を行ってきたかなど、市の政策に関連はしていても、市の政策そのものを載せるものではございません。現在、天草市議会では、議会広報誌の発行はいたしておりませんので、平成24年度からは、仮称ではございますが「議会広報特別委員会」を設置しまして、発行に向けての準備を進めていくところでございます。

さらに、情報公開するに当たって重要なのは、本会議や委員会の審議状況をいかに多くの皆さん方に公開するか、であると考えているところでございます。あらゆる世代に向けて情報公開していくためには、多くの公開手法、公開の仕方を持っていなければなりません。現在、本市議会では、従来の傍聴のほかに、ケーブルテレビでの生放送及び再放送、インターネットでの生放送及び過去の映像としての配信を行っているところでございます。

なお、議場の傍聴席には、備え付けの椅子など50席を用意いたしておりますので、是非一度は、傍聴においでいただければと思っております。

次に、第4章「行政と議会の関係」では、第9条（市長等執行機関との関係）において、「市長等との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない。」と規定をいたし、本会議における一般質問では、平成23年12月の定例会から緊張感が持たれる「一問一答方式」を導入して、市民の方にも分かりやすい質問と答弁のやりとりを図っているところでございます。また、第11条（任意的議決事項）は、議会の機能を強化するために地方自治法第96条第1項で限定列挙された15項目、条例の制定・改廃や予算の議決などがございますが、これらのほかにも、必要と認められたものを条例で議会の議決事項として追加することができるように定めるものでございまして、現在は、定住自立圏形成方針の策定等について規定をされておりますが、今後は、基本構想や総合計画などについても、議決事項としての追加を検討しているところでございます。

次に、第5章「議会の機能強化」では、第14条（委員会活動）において、「所管事務に関する調査や移動委員会を積極的に行うもの」と規定をいたし、常任委員会は、これまで定例会期中のみの活動を原則としておりましたが、平成24年3月の定例会以降からは、閉会中であっても、常任委員会は、随時、調査活動をするとし、また、実際の現場や現状を見て、その現場に近い会場において委員会を開催する「移動委員会」も積極的に取

り入れていこうというものでございます。

なお、四つの常任委員会（総務企画・市民環境・建設経済・文教厚生）のほかにも、議会運営委員会、学校施設等整備に関する特別委員会、廃棄物処理施設建設に関する特別委員会、庁舎建設に関する特別委員会、及び議会改革調査特別委員会の五つの委員会が設置されておりまして、これらの委員会は、閉会中であっても、具体的なテーマに沿って、随時、調査活動が行われておりますが、これらも「移動委員会」の対象として機能強化に努めていこうというものでございます。

次に、第6章「議会及び議会事務局の体制整備」では、「議員研修の充実や政務調査費について、また議会事務局の体制整備について」の基本的な事項を規定いたしております。

次に、第7章「議員の政治倫理、身分及び待遇」では、「議員の政治倫理について」、そして先ほど申し上げました「議員定数及び議員報酬について」の規定をいたしております。

最後に、第8章「最高規範性及び見直し手続き」では、第25条（議会改革の推進）において、「議会運営に関する不断の評価と改善を行い、議会改革に継続的に取り組むもの」と規定をいたし、これまでと同様「議会改革調査特別委員会」を設置しまして、速やかに推進をしていくことと、いたしております。

以上が、「議会基本条例（案）」の主な制定項目でございますが、当然、制定しただけでは何の効果もございません。あくまでも議会改革のための一つ的手段でございますので、議会基本条例を制定するに当たっても、議会改革をするに当たっても、そもそも今、議会が市民の皆さん方からどういうふうにとらえられているのかを、直接、お聴きするということが一番必要なことではなかろうかと考えているところでございます。

4 おわりに

そこで、今回、このような「意見交換会」を開催させていただいたところでございます。

もちろん、ただいまご説明いたしました「議会基本条例（案）」についての意見募集も、市の広報紙やホームページを通じてお知らせをする予定にはしておりますが、まずもっては、この「意見交換会」におきまして、皆さん方から議会に対するご意見、ご要望、本日のご感想など、直接お聴かせいただきますことを議会改革の第一歩といたしまして、今後の市政及び議会活動に反映させてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、天草市議会における「議会改革に向けての取り組みについて」、ご報告・ご説明させていただきました。

ご清聴、誠にありがとうございました。